

平成26年11月13日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ワ)第12538号損害賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 平成26年10月20日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

荒 井 哲 朗

浅 井 淳 子

太 田 賢 志

佐 藤 顕 子

五 反 章 裕

見 次 友 浩

磯 雄 太 郎

名古屋市中区新栄一丁目12番20号プリンセス瓦町301号

被 告

株式会社ファーストライン

(以下「被告会社」という。)

同代表者代表取締役

高 橋

名古屋市

被 告

高 橋

(以下「被告高橋」という。)

愛知県

被 告

二 村

(以下「被告二村」という。)

東京都

被 告

官 島

(以下「被告官島」という。)

岐阜県

被 告 久 保 田

(以下「被告久保田」という。)

被告ら訴訟代理人弁護士 三 崎 恒 夫

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、各自418万円及びこれに対する平成26年6月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同じ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

原告は、被告会社との間で、金を取引商品とする差金決済取引（以下「本件取引」という。）を行ったところ、これが「ロコ・ロンドン貴金属まがい取引」と呼ばれる詐欺商法であったと主張して、被告会社に対しては不法行為又は使用者責任に基づき、被告高橋及び被告宮島（被告会社の担当者であり、かつ取締役）に対しては不法行為又は会社法429条1項に基づき、被告二村及び被告久保田（被告会社の取締役）に対しては会社法429条1項に基づき、損害賠償として、各自418万円及びこれに対する平成26年6月8日（各被告に訴状送達がされた最終の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

- 2 前提となる事実（当事者間に争いが無いが、又は弁論の全趣旨によって認定することができる。）

(1) 原告は、昭和38年生まれのシステムエンジニアである。

被告会社は、有価証券の投資、売買、保有及び運用、投資コンサルティング等を目的とする株式会社である。

被告会社を除く被告らは、平成25年11月26日まで、被告会社の取締役（被告二村は代表取締役）であった。なお、同日、被告二村、被告宮島及び被告久保田はいずれも取締役を辞任し、被告高橋が代表取締役となった。

(2)ア 被告高橋は平成25年10月末日頃、被告宮島は同年11月初旬頃、いずれも原告に本件取引を勧誘した。

イ 原告は、被告会社に対し、同月8日、本件取引の口座開設を申し込み、平成25年12月17日に50万円、同月24日に30万円、同月25日に20万円、平成26年1月9日に20万円、同月16日に60万円、同月29日に30万円、同年3月10日に70万円、同月14日に100万円（合計380万円）を証拠金として交付した。

(3) 本件取引は、金を対象商品として、1取引単位（100トロイオンス。1トロイオンスは31.1035グラム）当たり50万円の証拠金を原告が被告会社に預託して、金を売買したのと同様の差金決済を行う地位を取得し、任意の時点で反対取引（決済）をすることによって生ずる差損益について、差金の授受を行うというものである。差金の額は、「ロンドン渡し」の金の現物価格及びドル円為替レートを差金決済指標として用いて算出することとされている。決済期限が到来しても、これを延期すること（ロールオーバー）とされており、現物の授受は予定されていない。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件取引の違法性

(原告の主張)

本件取引は、差金決済指標となる「ロンドン渡し」の金の現物価格及びドル円為替レートを被告会社が任意に設定するものであるから、いかさま

賭博ともいふべきものである。

また、被告会社は、金融商品取引に関する許可・登録を受けていないから、違法な取引や勧誘を行わない人的構成、組織体制にあることの法律上の担保を欠き、取引上の義務の履行を担保し得る財務状況についての制度上の担保もない。

さらに、本件取引は相対取引であり、顧客である原告と被告会社との利害が決定的に対立するものであるから、被告会社はそのような取引であることを十分に認識させるような説明をすべき義務を負っていたにもかかわらず、そのような説明を行っていない。

したがって、本件取引は違法である。

(被告らの認否)

争う。

(2) 損害

(原告の主張)

原告が被告会社に証拠金として交付した380万円と弁護士費用38万円との合計418万円が損害である。

(被告の認否)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 本件取引の違法性 (争点(1))

(1) 前提となる事実 ((3)) によれば、本件取引は、「ロンドン渡し」の金の現物価格及びドル円為替レートを差金決済指標として、原告が被告会社に対して、1取引単位(金100トロイオンス)当たり50万円の証拠金を預託して、金を売買したと同様の地位を取得し、任意の時点で反対取引をすることによって生ずる差損金について、差金の授受を行う取引である。

そして、証拠(甲7, 乙4)及び弁論の全趣旨によれば、本件取引は原

告と被告会社との間の相対取引であること、差金決済指標となる「ロンドン渡し」の金の現物価格及びドル円為替レートは被告会社が設定・提示するものとされていること、本件取引に係る「店頭スポット取引約款及び約諾書」（甲7）には、被告会社のカバー取引（業者が顧客から引き受けた注文と同じ注文を別の金融機関に対して行うことをいう。）の相手が市場実勢に基づいて提示する実勢レートを基準とすると定められている（1条）にもかかわらず、実際には、被告会社はカバー取引を行っていないこと、その他に被告会社が本件取引に関してリスクヘッジ措置を講じている事情は見受けられないこと、被告会社は金融商品取引に関する許可や登録を受けていないこと、以上の事実が認められる。

以上の認定事実によれば、取引約款上は被告会社のカバー取引の相手が市場実勢に基づいて提示する実勢レートを基準として本件取引を行うことが予定されているにもかかわらず、実際にはその前提となるカバー取引が行われていないのであるから、本件取引の差金決済指標となる「ロンドン渡し」の金の現物価格は、被告会社が相対取引の相手方である原告との関係で自由に設定・提示できるものである。そうすると、本件取引はその実態が疑わしく、違法なものというほかない。また、本件取引が相対取引であり、原告と被告会社が常に利益相反関係にあるにもかかわらず、被告会社が本件取引についてリスクヘッジ措置を講じた事情は見受けられないこと、金融商品取引に関する許可や登録を受けずに本件取引を行っていることなどからすれば、本件取引は、顧客にとって極めて大きな危険を伴う取引であるというべきであり、その危険性を十分に説明すべきであったにもかかわらず、被告会社がそのような危険性を原告に十分に説明した形跡はうかがわれないことから、本件取引は違法である。

- (2) 以上のとおり、本件取引は違法な取引であるところ、前提となる事実(1)、(2)及び証拠(甲8、乙3、4)によれば、被告高橋及び被告宮島は、被

告会社の業務として原告を本件取引に勧誘し、原告に証拠金として合計 380 万円を交付させたと認められるから、不法行為に基づく損害賠償義務を負う。また、前記(1)のような取引の実体に鑑みれば、被告会社では組織的に違法な取引が行われていたと認められるから、被告会社も、不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

前提となる事実 ((1), (2)) 及び弁論の全趣旨によれば、被告高橋及び被告宮島が原告を本件取引に勧誘した当時、被告二村は被告会社の代表取締役、被告久保田は取締役であったところ、被告二村は、代表取締役として、被告会社の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったにもかかわらず、違法な取引を行わせていたと認められ、また、被告久保田は、取締役として、代表取締役の業務執行を監視すべきであったにもかかわらず、それを怠ったと認められ、これらの事実によれば、被告二村及び被告久保田は、その職務を行うについて故意又は重大な過失があったと認められるから、会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償義務を負う。

なお、前提となる事実 ((1)) によれば、平成 25 年 11 月 26 日、被告二村、被告宮島及び被告久保田が被告会社の取締役を辞任し、また、証拠 (乙 9, 10) によれば、被告二村が被告会社の全株式及び営業権を被告高橋に譲渡したことが認められる。しかし、本件では、被告二村、被告宮島及び被告久保田が辞任等する前に原告が本件取引の口座開設を申し込んでおり、これによって原告に損害が生じたのであるから、上記辞任等の事情は、上記被告らに損害賠償義務があるとの判断を左右するものではない。

2 損害 (争点(2))

前提となる事実 ((2)イ) によれば、原告は、被告会社に 380 万円を交付し、同額の損害を被ったものと認められる。

また、本件事案の性質、内容等に照らすと、賠償の対象とすべき弁護士費用の額は、38 万円と認める。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、いずれも理由がある。

東京地方裁判所民事第37部

裁判長裁判官 村 上 正 敏

裁判官 北 嶋 典 子

裁判官 伊 藤 健 太 郎

これは正本である。

平成 26 年 11 月 13 日

東京地方裁判所民事第 3 7 部

裁判所書記官 田 中 あゆみ

